

# 沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金

## 公募要領

※本公募は、国の令和8年度当初予算成立及び補助金交付決定を前提とした事前準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。このため、令和8年度当初予算及び交付決定の状況により、一部又は全部の内容の変更等があり得ますので、あらかじめご了承ください。

令和8年4月

沖縄県

## 沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金 公募要領

沖縄県では、内閣府の支援を受け、将来の高付加価値産業の創出の観点から、先端医療技術のシーズの掘り起こしや橋渡しにより、研究開発から社会実装までを幅広く支援する「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業」を実施することとしています。

この事業の一環として、「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金」の補助事業者の候補を以下の要領で募集します。

※本公募は、国の令和8年度当初予算成立及び補助金交付決定を前提とした事前準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。このため、令和8年度当初予算及び交付決定の状況により、一部又は全部の内容の変更等があり得ますので、あらかじめご了承ください。

### 1. 事業の目的

- 沖縄県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興」として、「県内大学等を核としたイノベーション・エコシステムの構築」や「先端医療分野における実用化の促進」が位置付けられています。
- 琉球大学医学部においては、西普天間地区移転に伴い、大学病院と併設し先端医療系スタートアップの誘致に向けてレンタルラボを有する「琉球大学医学部先端医学センター」を創設し、基礎／臨床の垣根を超えた先端医療技術の研究支援体制を構築しています。
- 沖縄科学技術大学院大学においては、先端医療分野を含むスタートアップのインキュベーション施設を2棟設置したところであり、また県内においては、ファンドを活用した先端医療技術系スタートアップの誘致も積極的に行われています。
- このように沖縄県では、県内大学等における先端医療分野に係る研究の蓄積、また、スタートアップの集積などにより、高付加価値産業が大きく成長するポテンシャルを有しています。
- 今後、沖縄県内の先端医療技術基盤形成を加速し、県内大学等から輩出される研究成果を次々と事業化へと繋げていくためには、大手製薬会社、医療機器メーカー等、事業化の知見を有する川下企業のニーズを見据えた、研究シーズ・技術シーズの掘り起こしや、研究計画の検証、安全性・有効性の評価等の橋渡し機能を充実させる必要があります。
- このため、本事業では、先端医療技術のシーズの掘り起こしや橋渡しにより、実用化に向けた研究開発～社会実装を補助金により支援し、地域振興の大きな核となる新たな産業分野創設の契機とすることを想定しております。
- また、県内アカデミアを中核としつつ、国内外からもヒト・モノ・カネ・情報(人材・企業・研究機関・投資・インナーサークル等)が集まる価値や仕組みを創出し、国際競争力を

有するイノベーション・エコシステムの構築を中長期的に目指すことを目的とします。  
※当該事業における先端医療技術とは、従来の医療の枠を超えた診断・治療・予防などの革新を目指す高度な研究・技術をはじめとして、従来の医療の改善を見据えた医薬品や医療機器等の研究・開発も含む総体を指します。

## 2. 申請対象事業

- 沖縄県では、沖縄県における科学技術振興及び産業振興に寄与することが期待される研究開発プロジェクトについて、「ステージ1:基礎研究」「ステージ2:応用研究／非臨床」「ステージ3-1:開発研究(臨床)」「ステージ3-2:開発研究(実装)」の4段階のステージを対象に補助を行うこととしています。
- 研究開発を伴わない内容で申請することはできません。また、研究開発内容のうち本質的な部分を委託・外注することはできません。
- 申請にあたっては、当該応募年度を含む、研究開発から事業化までの具体的な道筋を描いた上で、1～3年の研究開発期間の年度ごとの取組や何をどこまで明らかにするかという目標を明確に記載する必要があります。
- 審査を経て補助事業者候補となった場合、沖縄総合事務局が実施する「令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究シーズ実用化・事業化促進支援事業)」における委託先(以下、「委託先」という)及び「委託先」が設置する審査委員会・アドバイザリーボードによるアドバイス等を踏まえて、交付決定前に研究開発計画のブラッシュアップに努めていただく必要がありますので、ご承諾の上、申請してください。
- 申請者は、これらのステージうち、1つを選択して応募してください。(※同一の内容で複数のステージに応募することはできません)

### 【各ステージの概要】

#### (1)ステージ1:基礎研究

社会実装を見据えた技術シーズを発掘・育成する段階。疾病や生態メカニズムの理解、新素材・新技術の発見などを通じ、将来的な医療・産業応用に向けた技術シーズの創出を図る。

(補助金上限額 25,000 千円、採択予定数 5 件程度)

#### (2)ステージ2:応用研究/非臨床

基礎研究で得られた知見を基に、医療応用を見据えて実用的形態に展開する段階。細胞試験、動物試験、安全性評価、試験法の確立など、開発研究や実用化に必要な研究を実施する。

(補助金上限額 50,000 千円、採択予定数 2 件程度)

#### (3)ステージ 3-1:開発研究(臨床)

ヒトを対象とした臨床研究や治験など、医療現場での検証・評価を通じて安全性・有効性・実用性を確認する段階。

(補助金上限額 100,000 千円、採択予定数 0～2 件程度)

(4)ステージ 3-2:開発研究(実装)

先端医療技術を活用した製品・システム・サービスの実装を具現化する段階。社会実装に向けて許認可等に必要データ取得や実証試験を実施することで、有効性・実用性を確認する段階。

(補助金上限額 100,000 千円、採択予定数 0~2 件程度)

※「ステージ 3-1」「ステージ 3-2」あわせて上位2件程度を採択予定

※ステージごとの金額は、補助金の上限額として示したものであり、必ずしも上限額と同額で申請する必要はありません。応募時には、取組に真に必要な金額を算出の上、応募してください。

### 3. 申請対象者

本事業への応募は、「2. 事業の内容」に記載の内容について実施可能な

・県内研究機関単独 又は

・県内研究機関を含む共同体(複数機関による共同研究の場合)とし、

次の条件を満たすことを要件とします。

※県内研究機関とは、沖縄県内大学・高専又は沖縄県内に本社・支店・研究施設を有し(又は初年度の継続評価委員会までに沖縄県内に本社・支店・研究施設を有する見込みのある)企業・一般財団法人・一般社団法人・公益法人等を指します。

- (1) 他機関との連携可能性や企業ニーズ等の取り込みを意識し、将来的な事業化や社会実装を志向する研究内容とすること。
- (2) 本事業に係る主たる研究開発を沖縄県内で実施し、かつ、事業終了後も沖縄県内での継続的な研究開発及び事業展開が見込めること。
- (3) 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金や研究設備等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 県が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる事務処理体制を有していること。
- (6) 当該研究開発成果の事業化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しているとともに、共同体の場合は、それぞれの明確な責任と役割が示されていること。
- (7) 「委託先」及び審査委員会・アドバイザーボードによる助言等を踏まえ、他の研究機関等とのマッチングも含めた研究体制・方法の見直しやビジネスモデルの再構築等を積極的に検討すること。
- (8) プロジェクトリーダー(研究テーマに係る研究分野に関する十分な専門的知見及び技術的能力を有し、当該研究テーマの核となる研究シーズの創出又は確立に中心的に関与している者、実用化・事業化を中心的に推進する者)を置くこととする。プロジェクトリーダーの役割は、当該研究テーマにおける研究計画の策定、進行管理、成果のとりまとめを統括し、研究の遂行に関する最終的な責任を負うものとする。このため、プロジェクトリーダーについては、研究機関に雇用されている者とし、学生は対象外とする。
- (9) 共同体には、研究の遂行において特別な研究開発能力、専門的知見、先端的設備の活用、または技術指導が必要な場合を想定し、県外研究機関(大学・国研・企業等)を構成員として含めることも可能であるが、本事業に係る主たる研究開発は県内で実施することとする。
- (10) 共同体による提案の場合、構成員間で協定書を締結するとともに、代表機関を置くものとする。代表機関とは、共同体を代表して沖縄県への交付申請等の事務手続き及び研究費の受領・配分等を担う機関とする。プロジェクトリーダーと同一所属である必要

はない。また、必要に応じ、「委託先」から経理事務等のサポートを受けることができる。

(11)補助金適正化法等の関係法令遵守義務及び公金による補助事業を実施するにあたって報告等の義務が生じることについて承諾できること。

(12)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

※(参考)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(13)内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(14)宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。

(15)応募者が法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市町村民税を滞納していないこと。

(16)社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(17)雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

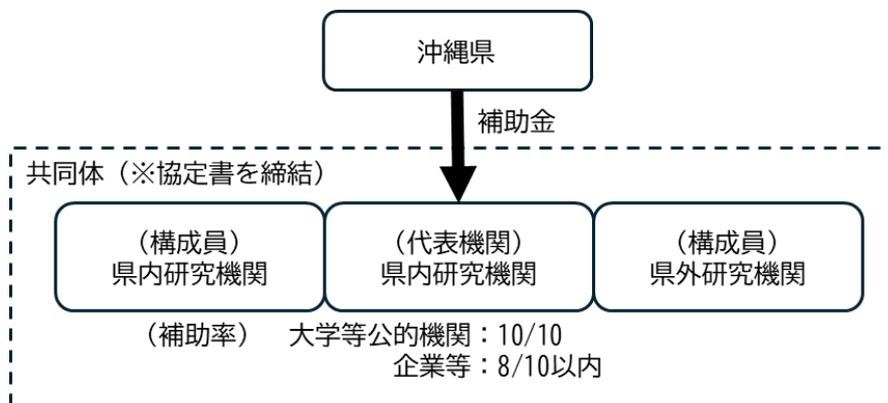
(18)労働関係法令を遵守していること。

(19)本事業の実施期間及び本事業終了後から 5 年間は、国、県及び「委託先」の実施する調査等に応じること。

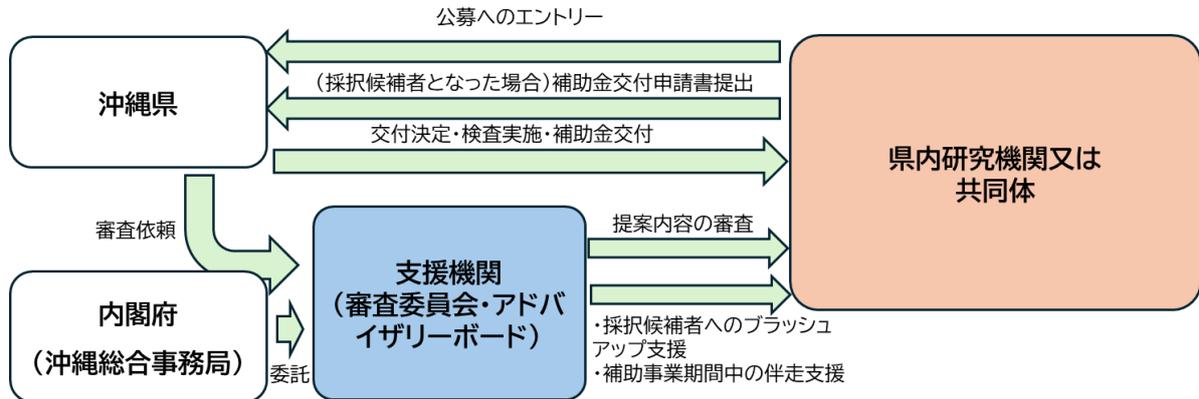
(20)本公募要領に記載された趣旨を全て了解する者であること。

### 【本事業における共同体のイメージ(例)】

※共同体のうち、構成員のいずれかに県内研究機関が含まれていることは必須とします。但し、代表機関は県内研究機関に限りません。



## 4. 事業の仕組み



- ① 県が当事業に係る提案を公募する。
- ② 補助を希望する者は、提案に係る必要書類を県に提出する。県は「委託先」に対して、審査を依頼する。
- ③ 「委託先」は、有識者等による審査委員会(非公開)を開催する。当該委員会は申請者を審査し、採択候補者を決定する。
- ④ 「委託先」は、③の審査結果を沖縄県に報告する。
- ⑤ 審査結果を踏まえ、各研究テーマの採択の可否について県が申請者あてに通知する。
- ⑥ 採択された申請者は、「委託先」及び「委託先」が設置する審査委員会・アドバイザーボードの助言を踏まえ、研究開発計画をブラッシュアップした上で、交付申請書を作成し、県に交付申請書を提出する。
- ⑦ 所定の手続きを経て、県は補助事業者を決定し、交付決定通知書を発出する。
- ⑧ 「委託先」は、補助期間中(交付決定日～令和9年2月26日)、補助事業者に対して事業の進捗を確認するとともに研究内容に対する助言、補助金に関する経理処理の指導等を実施する。
- ⑨ 事業終了後、補助事業者は、「委託先」と調整の上、県に実績報告書を提出する。
- ⑩ 県は、⑨の実績報告に基づき、補助金の額の確定検査及び補助金の交付を行う。  
(原則、精算払い) 2027年3月末支払い予定

## 5. 補助内容

### (1)補助率

【大学等公的機関】事業費(補助対象経費)の10/10

#### 【定義】

①大学、②高等専門学校、③大学共同利用機関、④国立研究開発法人、⑤独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、⑥地方公共団体の試験研究機関等、⑦公益社団法人、⑧公益財団法人、⑨第三セクター(地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人含む。)並びに会社法法人)、⑩一般社団法人、⑪一般財団法人

※⑩及び⑪については以下のいずれの条件も満たす必要がある

I.役員(理事・評議員等)に ①～⑨の機関の役員、職員及び地方公務員が複数含まれるなど、研究開発計画の運営管理を担える体制を有している。

II.定款等に研究開発等の業務に関する定めがある。

【企業等】事業費(補助対象経費)の8/10 以内

※「大学等公的機関」以外の機関

### (2)補助金上限額

ステージ1	:基礎研究	⇒1テーマあたり 25,000 千円/年度
ステージ2	:応用研究/非臨床	⇒1テーマあたり 50,000 千円/年度
ステージ3-1	:開発研究(臨床)	⇒1テーマあたり 100,000 千円/年度
ステージ3-2	:開発研究(実装)	⇒ 1テーマあたり 100,000 千円/年度

### (3)補助期間

交付決定の日から令和9年2月26日まで。

本事業では、最長3年補助を受けられますが、次年度以降の継続については、年度ごとに「委託先」が設置する評価委員会の評価や意見、経営状況及び成果報告・実績報告書類等を基に継続の可否を沖縄県が総合的に勘案して判断します。

また、継続に関しては、国及び沖縄県の次年度予算の成立が前提となり、予算の状況や審査結果等に応じて、補助額の変動があり得ます。

## 6. 補助対象経費

補助対象となる経費は、本研究開発プロジェクトの対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるものになります。

また、県からの補助金の支払いについては、補助事業者において執行した経費のうち、確定検査により補助対象経費の確定後、精算払により行うこととなります。

なお、原則として消費税及び地方消費税相当分は、補助対象経費に含まれません。

### ※消費税及び地方消費税相当分の取扱いについて

補助金額に消費税等額が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

○原則として、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

○ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、当該補助金の消費税に係る仕入控除税額が発生しないと見込まれる場合のみ、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定して申請することができます。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ・消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・免税事業者である補助事業者
- ・簡易課税事業者である補助事業者
- ・国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第 3 に掲げる法人の補助事業者
- ・国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

各経費項目の詳細は以下のとおりです。

#### (1)物品費

- 購入した設備備品等を善良なる管理者の注意をもって管理(善管注意義務)し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければなりません。
- 1件あたり 50 万円以上の機械装置備品の取得については、補助金交付要綱に基づき、取得財産等明細表の提出及び財産の処分の制限の対象となります。
- 機械装置の設置場所については、共同体の構成員のいずれの場所に設置しても構いません。また、本事業においては、共同体の構成員全てが、機械装置備品を購入・使用することができます。ただし、設備備品費は委託費に計上することはできません。
- ソフトウェアについては、研究開発資産と一体で購入・製作等をする場合は「1)機械装置備品費」、研究開発資産の価値を高めるために、製作・改造等をする場合は「3)保守・改造修理費」、外注により、研究開発資産と一体で製作、改造等を行う場合は「4)外注費」としてください。
- 自ら部材や部品を購入して、機械装置を組み立てる場合は、部材等の購入費用を「1)機械装置備品費」に計上してください(消耗品費とはしないこと)。
- 共同購入については、所有権の所在が不明確となるため、認められません。
- 技術流出を防止できる開発環境の構築に資する物品の購入費用は補助対象経費として認められます。

#### ①機械装置備品費

○本事業の遂行に必要な機械装置(付随する備品を含む)及びソフトウェア並びに研究開発又は研究開発環境の整備等に必要な備品の購入・製作に要した経費。

※中古品の購入費用は、原則補助対象外です。

※機械装置備品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年以上かつ取得単価が 10 万円(税込み)以上のものとなります。ただし、消耗品を組み合わせて自ら装置を製作する場合に、耐用年数が1年以上で、取得単価の合計が 10 万円(税込み)以上となる場合は、機械装置備品費として計上する必要があります。

※取得単価が 10 万円未満であっても研究開発内容や調達目的、使用状況によっては、機械装置備品費に該当する場合があります。

#### ②①の整備等に必要となる経費

##### 1)土木・建設工事費

○機械装置備品の製作・設置に付帯する電気工事等に要した経費。

※機械装置備品と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置備品の動作に著しく弊害が出るもので、定着性を有しない(付帯する工事等)等軽微なものに限ります。なお、機械装置備品の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できません。

## 2)保守・改造修理費

○機械装置備品の保守(機能の維持管理等)、改造(主として対象となる物の価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修繕(主として事業実施に伴う通常使用による機能劣化等を原状回復する場合)に要した経費。

※本事業で専ら使用する機械装置備品の保守、改造及び修繕のみに限ります。

## 3)外注費

○本事業に必要な機械装置備品の加工やシステム構築等、設備備品の導入のための外注に係る経費。

## (2)人件費

- 企業等の人件費単価は実績単価方式、健保等級単価方式のいずれかに基づいて算定することとし、大学等については各機関の規定によることとします。  
ただし、健保等級単価等に基づく人件費が、事業者の負担した人件費を大幅に超える場合等は、時間単価の調整が必要になります。
- 人件費は、補助事業に直接従事した時間のみが対象となります。
- 申請者(共同体の場合は代表機関及び構成員)以外の者の人件費を計上することはできません。(出向・派遣契約に基づく人件費は計上可能です。)  
他組織、他事業者からの出向者など、事業従事者に対して補助事業者以外から給与等が支払われている場合は、補助事業者が負担した分のみを計上すること。(補助事業者以外からの支払分は控除して計上、又は時間単価の算出にあたり控除して時間単価を算出してください)

### ①研究員費

○事業に直接従事した研究者等の人件費。

※個人事業主や法人の役員であっても、研究に直接従事した場合に限り計上は可能です。

### ②管理員費

○事業に直接従事した管理員等の人件費。なお、個人事業主や法人の役員(会社法上の役員(取締役、監査役、会計参与等))の人件費を管理員費として計上することはできません。

### ③補助員雇用費

○研究員費及び管理員費で計上される者以外で、本事業に補助的な立場で直接従事した者の雇用に係る経費。

### (3)その他経費

➤ 委託を行う場合は、「(5)委託費」として計上してください。

#### ①消耗品費

○研究開発や研究開発環境の整備に必要な材料、部品の製作や試料等の作成に必要な原材料、機械装置の製作や稼働、研究開発環境の整備に必要な資材や部品(ただし、「①1)機械装置備品費」に当てはまるものを除く)、研究開発や実験において摩耗、損耗が著しい消耗品等の購入に係る経費。

※消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年未満または取得単価が10万円(税込み)未満のものとなります(耐用年数1年以上かつ取得単価が10万円(税込み)以上のものは機械装置備品費となります)。

※消耗品を組み合わせる自製装置を製作する場合であって、耐用年数が1年以上、費用の合計が10万円(税込み)以上になる場合は、機械装置備品費として計上する必要があります。

※消耗品については、補助事業期間内の使用分のみ、補助対象経費として計上可能です。

#### ②謝金

○委員等謝金及びアドバイザーや共同体外部の知見者から技術指導(技術流出防止を含む)を特に必要とする場合に支払われる謝金に係る経費。

※技術指導に係る費用を計上する場合は、技術指導を受けた内容を具体的に明示し、その結果を管理する必要があります。

※各機関の謝金規定等によることとし、規定がない場合は、沖縄県の規定に準じることとしてください。

#### ③旅費

○研究員、管理員及び委員等の旅費、滞在費及び交通費。アドバイザーや共同体外部の知見者からの技術指導(技術流出防止を含む)を特に必要とする場合に支払われる旅費、滞在費及び交通費。なお、各機関の旅費規程等により算定された経費であること(海外旅費も含む)。

#### ④外注費

○原材料等の再加工、設計、分析、試験、調査(簡単なもの)、検査等を外部(外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。)で行う場合に外注先への支払に要する経費。

※外注先が機械装置備品等を購入及び改造する費用は補助対象外となります。

※各年度において、「(4)その他①外注費」と「(5)委託費」の合計額が、共同体全体の補助対象経費総額(間接経費含む)の2分の1を超えてはいけません。

## ⑤運搬費

○試作品や加工品等を共同体内で移動する場合に要する費用、共同体内から外注先への配送にかかる費用、展示会への出展等に際し必要となる運搬料等の支払に要する経費。

## ⑥技術導入費

○知的財産権等の導入が必要となる場合に所有権者等に支払われる経費。

## ⑦その他知事が特に必要と認める経費(諸経費)

### 1)印刷製本費(報告書作成費)

○研究内容報告書等の印刷・製本及び電子ファイル作成に要した経費。

※補助事業期間に発生する経費に限ります。

### 2)クラウドサービス利用費

○本事業の遂行に必要なクラウドサービスの利用や Web プラットフォームの利用に要した経費。

### 3)通訳・翻訳費

○通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費。(海外出張における通訳も含む。)

### 4)知的財産権関連経費

○本事業における研究開発と密接に関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費。

※今回の事業の成果に係る発明等ではないものは、対象になりません。また、補助事業期間内に出願手続きを完了していない場合は、対象になりません。

※知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については、対象になりません。

- 1.日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
- 2.拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- 3.他の制度により知的財産権の取得の支援を受けているもの

※国際規格認証等の取得に関する経費、先行事例調査に関する経費については、補助対象となります。

※PCT出願の場合、国際出願手数料は補助対象となります。

### 5)マーケティング調査費(海外における展示会等事業費も含む)

○競合技術等の動向やユーザーニーズの調査に要する経費及び調査員を雇用するための経費。

○事業成果を発表するための展示会開催または出展に係る会場の借上げ費用、装飾費等の運営への支払に要する経費。

○競合技術等の動向や事業成果等の発表等のために参加する学会の参加費用に要する経費。

○事業成果の展開等に要するポスター等の作成及び広告媒体等の活用並びにそのための外部人材を雇うため等の支払に要する経費。

※展示会出展の申込みが補助事業期間以前であっても補助対象となります。ただし、出展及び出展料等の支払いは補助事業期間中に行う必要があります。

※海外における展示会等に出展する費用も補助対象となります。ただし、単に展示会の見学のみの場合は補助対象外です。

※単なる会社のPRや営利活動に直結するPRなどは、補助対象となりません。

#### 6) 賃貸借費

○機械装置備品及びソフトウェアのレンタル・リース、サブスクリプション代等。

※所有権移転型ファイナンスリースは補助対象経費として計上できません。

※レンタル・リースの場合、その期間については合理的な期間を設定し、各年度の補助事業期間中に要する経費のみとします。契約期間が補助事業を超える場合の補助対象経費は、按分等により算出された補助事業期間分となりますが、期間の圧縮と誤解を招くような設定は補助対象外です。

#### (4) 委託費

○事業の遂行に必要な調査等(共同・受託研究を含む)を委託するために支払われる経費。

※委託契約の締結が必要となります。委託費を計上する者は、当該委託契約に基づき委託先に対して、当該委託内容の成果、経理処理状況の妥当性を確認した上で、委託金額を確定する必要があります。

※委託費として、計上できるものは補助対象経費とされている経費に限りますが、「設備備品費」、「人件費・謝金」のうち管理員費、謝金、「その他」のうち印刷製本費、知的財産権関連経費、賃貸借費、間接経費に該当するものについては、委託費として計上することは認められません。

※委託費には、一般管理費を含むことができます(上限は、委託先の直接経費(物品費、人件費・謝金、旅費、その他)の10%)。一般管理費とは、委託事業に必要な経費のうち、他の用途と明確に区別できない経費。原則として、直接経費(物品費、人件費・謝金、旅費、その他)に係る経費の合計額に、当該法人等の直近決算における一般管理費率(直接経費の10%を上限とする。)を乗じて算出するものとします。

※各年度において、「(5)委託費」と「(4)その他 ①外注費」の合計額が、共同体全体の補助対象経費総額(間接経費含む)の2分の1を超えてはいけません。

## (5)間接経費

➤ 大学等については、間接経費を計上することができます。

○事業の実施に伴い管理等に必要な経費として、直接経費(「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」)の合計の30%を上限に計上できる経費。

※「大学等」とは、①大学、②高等専門学校、③大学共同利用機関を指します。

※間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究・事業管理全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外となります。

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」を踏まえ、補助事業機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、使途の透明性を確保し、適切な執行を行うとともに、その内容について説明できるようにしてください。

※間接経費を計上する場合は、事業者ごとに毎年度の間接経費の執行実績報告書を作成し、翌年度6月30日まで(6月30日が土曜日又は日曜日のときは、直前の金曜日まで)に沖縄県に提出する必要があります。

※間接経費の執行にあっても、直接経費同様、事業終了の翌年度から5年間証拠書類又は証拠物を保管(合算使用の場合は算出基礎の作成・保管)しなければなりません。

※「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」については、下記 URL より、(間接経費の取り扱いに関する申合せ)「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針(令和5年5月31日改正)」を参照。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## (6)「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」及び「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」

○令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」及び「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」に基づき、本事業においては、直接経費から研究開発代表者・研究開発分担者の人件費(研究力向上のための制度(PI 人件費))、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。

○なお、バイアウト経費の計上にあたっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について 3. 所属研究機関において実施すべき事項等」の項等を参照の上、研究機関において所定の仕組み等を予め構築してください。(下記 URL より参照)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### (7)補助対象経費全般にわたる留意事項

①補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは補助対象経費になりません。

②次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

※当該経費については、申請時にあらかじめ除外してください。なお、採択後事業執行にあたっては、「委託先」及び県に確認のうえ取組みを進めてください。

※また、申請時に補助対象として計上した経費についても、採択後に実施する検査の結果、補助対象外とすることがあります。

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
  - 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
  - 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
  - 電話代、インターネット利用料金等の通信費
  - 商品券等の金券
  - 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
  - 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
  - 不動産の購入費
  - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
  - 収入印紙
  - 手数料(振込・代引き手数料等)
  - 公租公課(ただし、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)については、8ページを参照のこと。)
  - 還付制度のある海外付加価値税
  - 各種保険料(展示会等出展、本事業で購入した機械装置備品に係るものを除く。)
  - 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
  - 補助事業計画書、交付申請書、報告書類等の書類作成・送付、検査を受けるための費用及び検査後の資料等修正に係る費用
  - 沖縄県等による検査、評価等への対応・出席等に係る費用
  - 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、パソコン、プリンタ、自動車等(修理費・車検費用含む)など)の購入費(研究開発に真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とすることが可能)
  - 原則として中古品の購入費
  - 航空運賃等に含まれるオプション(クラスJ等)相当料金
  - 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ③共同体の構成員が自社調達または子会社当の関連会社またはグループ会社から調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。

## **7. 申請手続き等の概要**

### (1)公募期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月24日(金) 17:00 まで

### (2)採択予定件数

ステージ1	:基礎研究	⇒5件程度
ステージ2	:応用研究／非臨床	⇒2件程度
ステージ3-1	:開発研究(臨床)	⇒0～2件程度
ステージ3-2	:開発研究(実装)	⇒0～2件程度

### (3)申請先

#### 【ステージ1及びステージ2】

担当部署:沖縄県企画部科学技術振興課イノベーション創出支援班

住所:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(7階)

#### 【ステージ3-1及びステージ3-2】

担当部署:沖縄県商工労働部ものづくり振興課バイオ産業班

住所:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(8階)

※提出方法は、郵送または持参となります。(電子メールは不可)

※原則として、締め切り後の提出・差し替えは受け付けませんのでご注意ください。

※対応時間は、平日の 9:00～17:00 です。

### (4)申請書類

○申請書類は、過不足なく、かつ理解しやすいよう簡潔に記載して下さい。

○申請書類は、全てA4サイズ(縦向き)とし、様式を崩さず 1 ページに 1 枚(割付禁止)で印刷し、左上をクリップでとめて下さい。ステープラー(ホッチキス)止めや製本は行わないで下さい。

※書類に不備等がある場合は審査対象とならないことがありますので、申請書様式に従って記入して下さい。様式に記載された項目の変更はしないで下さい。また、審査を行う上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。

※提出された申請書類、添付資料等は返却されません。これら提出書類は、審査の目的のみに使用し、すべての内容を機密保持します。

○申請書類は原則として日本語及び日本国通貨(円)で作成して下さい。英語版で提出したい場合には、日本語の仮訳を添付して下さい。

※採択後、交付申請書や実績報告書等の行政手続きについては、全て日本語及び日本国通貨(円)で行うこととなります。

○提出書類:以下の申請書類、添付資料及びその他資料を提出して下さい。

※なお、大学等においては「添付資料」の提出は必要ありません。

【申請書類】(正本1部(片面印刷)、副本(写し)1部(両面印刷))

- ①企画提案参加申込書(様式1)
- ②補助事業提案書(様式2)
- ③令和8年度経費の概算(様式3)
- ④プロジェクトリーダー候補 研究経歴書(様式4)
- ⑤主要研究員候補 研究経歴書(様式5)
- ⑥参画研究機関概要(様式6)
- ⑦誓約書(様式7)
- ⑧共同体協定書(ひな形)(参考)※共同体の場合のみ
- ⑨プレゼンテーション資料(パワーポイント)(様式8)※全体で概ね 20 ページ以内

【添付資料】(正本1部(片面印刷))

- ①会社の登記事項証明書(発行後6カ月以内のもの)
- ②直近3カ年の決算書(確定申告時に提出した貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書(任意))、未決算の場合は、直近月末の中間決算書
- ③直近3カ年の事業に係る法人税(証明書の種類:「その3の3」)、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書(未納の税額が無いことの確認として提出して頂きます)

【その他資料】

- ①提出書類チェックシート(様式9)
- ②提出書類の全データを格納した電子媒体(CD-R、USB メモリなど)
- ③企業及び団体概要が分かる資料(パンフレットなど)

#### (5)申請に関する留意事項

- ①同一事業者・同一内容で複数の応募はできません。
- ②同一事業者が同一の課題又は内容で、既に国等の公的助成制度(委託事業を含む)による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。
- ③採択に至った場合でも、補助金交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- ④当該申請に係る審査については、内閣府沖縄総合事務局から委託を受けた「委託先」が設置・運営する外部有識者による審査委員会(非公開)において行うこととしています。このため、沖縄県では、受領した申請書類一式を、「委託先」及び審査委員会に提供しますが、その際、当該申請書類に係る情報の取扱いには十分注意し、厳重に管理することとします。

(6)本公募に関するお問い合わせについて

○本公募に関して、ご質問がある場合、以下の問い合わせ先にメールでお問い合わせください。回答につきましては、県のHPにて掲載いたします。

※お問い合わせの締切は、4月17日(金)17時といたします。

※本公募に係る公募説明会は予定しておりません。

お問い合わせ先

【ステージ1及びステージ2】

担当部署:沖縄県企画部科学技術振興課イノベーション創出支援班

住所:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(7階)

E-mail: aa012100@pref.okinawa.lg.jp

【ステージ3-1及びステージ3-2】

担当部署:沖縄県商工労働部ものづくり振興課バイオ産業班

住所:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(8階)

E-mail: aa055301@pref.okinawa.lg.jp

## **8. 補助事業者候補の選定について**

### (1) 審査の方法

内閣府沖縄総合事務局から委託を受けた「委託先」が設置・運営する外部有識者による審査委員会(非公開)において、申請書及びプレゼンテーションに基づき審査を行います。

なお、応募多数の場合は、一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション審査)に分けて行う場合があります。

### (2) 審査の視点

審査は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

- ①企業ニーズや社会ニーズに対応しており、実用化・事業化への発展可能性が高いか。
- ②研究開発の目的が明確であり、研究シーズを用いた研究計画が具体的かつ現実的か。
- ③新たなノウハウや知財を創造することが期待できるなど、新規性・優位性があるか。
- ④共同研究の遂行に必要な関連分野の実績を有しており、事業化に向けた実行力や連携体制があるか。
- ⑤研究成果が沖縄県における産業振興や社会課題の解決につながるか。 等

### (3) 採択候補者の決定及び通知について

事業全体の流れについては、本公募要領「4. 事業の仕組み」をご参照下さい。

審査結果は、採否にかかわらず、申請者に通知します。採択候補者となった事業者は、「委託先」による助言を踏まえ、研究開発計画をブラッシュアップした上で補助金交付申請書を沖縄県に提出してください。

交付申請書の提出先は以下の通りです。

#### 【ステージ1及びステージ2】

担当部署：沖縄県企画部科学技術振興課イノベーション創出班

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(7階)

#### 【ステージ3-1及びステージ3-2】

担当部署：沖縄県商工労働部ものづくり振興課バイオ産業班

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(8階)

### (4) スケジュール

4月1日(水) 公募開始

4月17日(金) 17時 公募に関する質問締切

4月24日(金) 17時 申請書の提出締切

随時 「委託先」における審査委員会に向けた事前ヒアリング

5月下旬(予定) 審査委員会

5月末頃 採否候補者決定通知  
6月～7月頃(予定) 研究内容ブラッシュアップ、交付申請書作成・提出  
6月～7月頃(予定) 交付決定・事業開始(予定)  
※申請書の提出状況及び審査状況等により交付決定・事業開始  
がずれ込むことがあります。

## **9. 本事業に採択され補助金交付決定を受けた者の留意事項について**

採択された事業者は、補助金交付決定後に補助対象事業を開始することになりますが、以下の点に留意して下さい。

- (1)「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- (2)交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合(※ただし、軽微な場合を除く)又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。  
※「軽微な場合」の具体的な条件等については、交付決定後に、「委託先」又は県にご確認ください。
- (3)本事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、指定する期日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4)本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、知的財産権取得届出書を提出しなければなりません。
- (5)本事業の最終年度の完了した日の属する会計年度終了後5年間、本補助事業に係る知的財産権の申請及び取得、事業化等の状況を報告しなければなりません。
- (6)事業化等の状況の報告に基づき、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により相当の収益が得られたと認められる場合には、当該報告期間内において、その収益の一部を県に納付いただく場合があります(納付額は補助金額が限度)。
- (7)本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図るとともに、内閣府総理大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分(転用(補助金の交付の目的に反する使用を含む。)、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄することをいう。以下、同じ。)する必要があるときは、事前に沖縄県等から、その承認を受けなければなりません。
- (8)本事業により取得した財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません(納付額は当該財産の取得額に係る補助金額が限度。ただし、補助事業者及び

間接補助事業者(中小企業者等である場合に限る。)が研究開発等の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産(設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合には、事前承認を得ることにより納付義務が免除されます。)

- (9)本事業の遂行及び収支の状況について、沖縄県等の要求があったときは、速やかに遂行状況報告書を提出しなければなりません。また、毎年度事業終了時に遂行状況を確認するため、研究成果報告書を提出していただきます。
- (10)必要に応じて、本事業に関する調査(事業終了後から5年間実施予定)を行いますので、特段の事情がある場合を除き、協力いただく必要があります。
- (11)本事業の進捗状況確認のため、沖縄県等が実地検査に入ることがあります。また、本事業の実施期間中又は終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。
- (12)採択された事業については、申請者名、研究開発のテーマ名及び事業の概要を沖縄県及び「委託先」ホームページにて公表します。なお、公表する内容については、事前に調整させていただきます。
- (13)申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。
- (14)交付決定は、当該年度の補助期間の申請内容に関するものであり、次年度の補助事業に係る交付決定に関しては、令和9年3月頃に行われる評価委員会の評価や意見、経営状況及び成果報告・実績報告書類等を基に次年度の補助継続の可否を県が総合的に勘案して決定します。継続可否の結果を受け、令和9年度に改めて補助金交付申請書を提出していただきます。
- (15)本事業における補助金の交付は、補助期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としております。ただし、必要に応じ、概算払いを行うことができます。
- (16)補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。

#### (17)中間検査、確定検査等

- 事業の実施期間中又は実施後において、補助金額の適切な確定に当たり、「委託先及び沖縄県等が補助事業者の中間検査及び確定検査を実施します。
- 原則として、本事業終了時の補助金額確定に当たり、取得した物品等や帳簿類の確認ができない場合又は補助事業の計画が履行されない場合、それに係る経費は補助対象外となります。
- 補助金の支払については、通常は本事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。ただし、必要に応じ、概算払いを行うことができます。

#### (18)中間評価、最終評価に関すること

##### ①中間評価

- 補助事業への採択後、補助金の交付申請及び交付決定は、単年度ごとに行い、年度の後半に外部有識者等で構成される中間評価委員会で実施状況等の中間評価を行います。
- 評価が極めて低かった場合には、次年度以降の計画を変更していただく又は補助事業の縮小若しくは中止を決定させていただきますのでご注意ください。

##### ②最終評価

- 研究開発期間の最終年度に、本申請書に記載した研究開発計画における目標の達成度、事業化の進捗度等に対し、外部有識者等が評価・アドバイスをを行うことにより、本事業で得られた成果の事業化に資することを目的として、外部有識者等で構成される最終評価委員会で最終評価を行います。

## **10. 財産権の帰属等**

### (1)研究開発成果の帰属

- 本事業により取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は補助事業者に帰属します。

### (2)事業成果の公開

- 本事業の研究成果について、沖縄県等がホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動を行いますので、事業成果に関する情報提供等に協力いただく必要があります。

### (3)成果普及への協力

- 本事業終了後、事業の成果について、沖縄県等が開催する成果発表会等で発表していただくことがあります。
- 研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動に積極的にご協力ください。

## 11. 競争的研究費に係る留意事項

当事業は、競争的研究費に位置付けられていることから、以下に留意していただく必要があります。

### (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ策定)を踏まえ、全ての競争的研究費について、不合理な重複<sup>注1</sup>及び過度の集中<sup>注2</sup>が認められた場合は、不採択になることがあります。また、申請書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分になることがあります。
- 主たる研究等実施機関等が、国、独立行政法人等による研究開発事業において、「過去5年以内に実施済み」、「現在実施中」、「現在申請中」又は「今後申請予定」であって、本申請内容と類似した、又は関連した研究開発内容と思われるもの又はその恐れがあるもの場合には、申請書類の「補助事業提案書(様式2)」の「6 類似の研究開発」において、それぞれの相違点について説明してください。申請後に類似計画等が発覚した場合には、採択や補助金交付決定等を取り消す場合があります。

注1) 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの\*。以下同じ。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

※本事業においては、複数の競争的研究費に対して同時に応募/申請を行うこと自体は可能であり、応募/申請したことだけをもって「不合理な重複」とはならない。

- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

\*所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

注2) 「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合

をいう。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

## (2)研究活動の不正行為への対応

### ①研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

○研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(令和6年2月1日政策統括官(沖縄政策担当)策定)(以下「不正行為指針」という。)【参考資料1】及び「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(令和6年2月1日政策統括官(沖縄政策担当)策定)【参考資料2】に基づき、沖縄県と補助事業者はそれぞれ、資金配分機関及び研究機関として、必要な措置を講じることとします。

○研究機関における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の交付決定に当たって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育<sup>注1</sup>の実施状況について確認<sup>注2</sup>をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

注 1)申請者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、国の不正行為等対応ガイドライン等に基づき研究倫理教育を実施してください。

注 2)研究資金の契約手続きが円滑に行われるよう、申請案件の採択時に研究機関における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認させていただきます。その時点までに研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

### ②不正行為があると認められた場合の措置

#### i)本事業において不正行為があると認められた場合の措置

- 本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。
- 不正行為の重大性などを考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者(論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者)に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:不正行為の程度

- などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
  - 国を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
  - 沖縄県、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

ii)他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

- 他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

③過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置

- 過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。)は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

(3)研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

- 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制<sup>\*</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技

術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- 本補助事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、(業として直接輸出等を行う者)外国為替及び外国貿易法第 55 条の 10 第1項に規定する「輸出者等遵守基準」に基づき、自主管理の取組の下、遵守できる体制を有していることが必要であり、本事業に採択され、補助金の交付申請を行う際には、その実施状況を確認します。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

#### (4)総合的な安全保障の基盤となる技術把握への協力

- 我が国の国民生活や社会・経済活動は、安全保障をめぐる環境が一層厳しさを増している中、大規模化・長期化・激甚化する自然災害、感染症の世界的流行、国際的なテロ・犯罪や、サイバー攻撃といった様々な脅威にさらされています。こうした脅威に対する総合的な安全保障の実現に向けて、関係府省庁が連携して取り組んでいます。
- このような取り組みの一環として、安全保障貿易管理の面から、適切に管理すべき技術及び革新的な研究開発・試作品開発等に資する育てるべき技術の把握に努めています。
- 以上により、本事業の申請を行う場合、申請者は、取組もうとする研究開発プロジェクトの成果技術が、外為法に基づくリスト規制技術に該当する可能性の有無を確認し、その結果を申請書の該当欄に記載してください。加えて、申請者は、取組もうとする研究開発プロジェクト以外の事業において、研究等実施機関の企業がリスト規制技術を保有しているかどうかを確認し、その結果を申請書の該当欄に記載してください。ご回答内容について、沖縄県からご連絡させていただく場合がございます。

※成果技術及び保有技術等がリスト規制技術に該当するかどうかについては、下記 URL に記載された検索手順をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

## **12. その他**

### (1)個人情報の取扱い

○申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(4)申請書類の情報共有の場合を除きます。)

- ・審査及び審査に係る事務連絡、通知等
- ・(採択された場合)交付申請等の事務連絡、説明会等の開催等に際し必要な連絡  
本事業に関連した成果報告会及び展示会、フォローアップ調査、追跡調査、アンケート調査等の連絡

### (2)申請書類の情報共有等

○申請書類の情報については、国等の公的関係機関に対して申請書類の写しを送付し、意見照会を行うことがあります。

○公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行うことがあります。

※上記(1)①、②及び(2)に関して、「4. 事業の仕組み」に記載の通り沖縄総合事務局及び「委託先」においても当該事務の一部を実施するため、個人情報及び申請書類の情報共有等が行われます。予めご了承ください。

### (3)政治資金規制法に関する事項

○政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 22 条の3第1項の規定により、国からの一定の補助金等(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。本事業は、政治資金規正法第 22 条の3により制限及びその適用除外要件(試験研究、調査に係るもの、災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの)のうち、試験研究、調査に係るものとして、適用除外要件に該当しています。